

大分県議会議長 田 中 利 明 殿

政務活動費検討協議会

会 長 田 中 利 明



平成 2 8 年度 政務活動費検討報告書

政務活動費検討協議会は、政務活動費の更なる透明性の確保・向上に向け、見直しについて会派間の協議・調整を行うため、議長及び各会派から推薦された委員 7 名により、平成 2 8 年 4 月 2 2 日に設置されました。

当協議会では、9 回の会議を開催し、別紙のとおり検討を行いましたので、その結果を報告します。

記

付帯意見

- 1 政務活動費については不断の改革が必要であり、政務活動費使途基準マニュアルの見直し等については、次年度以降も政務活動費検討協議会等の場で継続して行うものとする。
- 2 リース車利用者との均衡上、私有車使用者の負担軽減については、継続検討課題とする。
- 3 自動車燃料代等の精算方式については、適宜検証し、必要に応じて見直すものとする。

政務活動費の見直し検討項目に係る検討結果表

区分	検討項目・内容		当協議会としての結論	関係規定の整備等		
1 自動車の交通費	①	37円の根拠	○1キロ37円の内訳・根拠を明確に示す。その上で、高いなら下げる、あるいは精算方法を改善していく議論をすべき。	<p>自動車を使用した場合の経費を明確にし、県民にわかりやすい制度とするため、領収書による実費精算方式に改める。</p> <p>【現行】 37(円/km) × 政務活動走行距離(km) ↓ 【見直し後】 ガソリン領収書等(※) × $\frac{\text{政務活動走行距離(km)}}{\text{総走行距離(km)}}$</p> <p>※ガソリン代以外にタイヤ・オイル・バッテリー等、走行によって損耗するものに係る経費についても充当を認める。</p> <p>政務活動費の交付に関する規程及び使途基準マニュアルの関係規定・様式を改正する。</p>		
	②	マニュアルの記載	○「燃料代」の表記を「車賃」や「交通費」に改める。			
	③	裏付けとなる領収書の添付	○ガソリン領収書を走行の裏付け書類として添付する。			
	④	リース車、車種による区分の追加	○自動車リース代について政務活動費を充当している場合は、交通費(1キロ37円)に差を設ける。			
	⑤		○普通車、軽自動車、ハイブリッド車により差を設ける必要がないか。			
	⑥	支払証明書の様式	○調査・活動内容の報告を詳しく書ける様式にする。			
2 調査研究費	⑦	会費の確認書類	○会費について、確認書類として案内(依頼)文書を求められるが、領収書で判断できる場合は、不要ではないか。	現行どおり	説明責任は、会派・議員にあるが、内容の確認は事務局でも行う必要がある。	—
	⑧	県内宿泊	○県内宿泊を柔軟に運用すべき。	現行どおり	・ 現行マニュアル(5頁(ク))には宿泊料の上限のみ規定している。 ・ 翌日早朝に政務活動があるなど宿泊することに合理性があれば(対外的な説明がつけば)宿泊は認められる。	マニュアルに追記する。
	⑨	県外調査報告書の記載	○県外調査の報告書には、目的・内容・成果を記載することになっているが、成果が直ちに出来ないことも少なくないので、作成を廃止すべき。	現行どおり	議員活動の透明性の確保、情報公開の観点から後退してしまう。	—
3 人件費 (政務活動補助職員)	⑩	2親等以内の親族雇用	○2親等以内の親族雇用を、業務内容を精査することで認めるべき。	現行どおり	現行よりも後退と受けとられてしまう。	—
4 事務所費	⑪	住居を事務所とする場合	○7(8)(ウ)の住居と兼用の場合は現行どおり認められないが、住居と事務所が完全に分離し、事務所として独立した機能を有している場合は、相当額を按分し2分の1を上限として認めるべき。	現行どおり	現行よりも後退と受けとられてしまう。	—
	⑫	一定の親族や法人が所有する物件の賃借	○(エ)【会派所属議員及び2親等以内の親族等の所有物件の賃借】、(カ)【会派所属議員が実質上所有・支配等している法人の所有物件の賃借】の規定を削る。	現行どおり	現行よりも後退と受けとられてしまう。	—
5 事務費	⑬	自動車リース代	○自動車リースを認めることは妥当か。	現行どおり	他県でも認められており、必要な経費である。	—
	⑭	領収書のあて名	○領収書のあて名の簡易な間違いは、許容すべき。(取り直しが出来ない場合が多い。)	現行どおり	現状どおり。	—
6 交付額・交付方法、透明性の確保	⑮	交付額	○政務活動や政党活動、後援会活動は厳密な区分はできないので、交付額を減額して自由に使えるようにすべき。	現行どおり	法律改正を要する。	—
	⑯		○現状では十分な政務活動ができないので、交付額の増額を検討すべき。	現行どおり	増額は県民の理解が得られにくい。また、九州各県で申し合わせた経緯があることから、月額を変更する場合は、隣県との事前調整も必要である。	—
	⑰	交付方法	○概算払いから、後払い方式にすべきか。	現行どおり	副業のない専門議員は、資金がなければ政務活動を行えず、議員本来の活動が出来なくなる。	—
	⑱	透明性の確保	○会派に交付されていることから、議員個人の意識・説明責任が希薄になっている。議員ごとの使途を公表すべき。	平成29年7月公開(平成28年度分)から開始	会計帳簿、領収書、調査報告書等をインターネット公開し、更なる透明性の確保に資する。	規定の整備は不要である。
⑲	○他の議員がどういう使い方をしているのか、お互い知ることによってチェックになる。会派内や議員間でも情報を公開(共有)すべき。					
7 その他	⑳	政務活動の具体的な判断基準	○政務活動費として計上できる、できないの具体的な判断基準を明確にすべき。(例)地域での総会参加やお祭りの場などでの意見交換	現行どおり	現状以上のものは難しい。	—
	㉑	研修の実施	○政治資金による政党・後援会活動と政務活動(公金)の区別について研修すべき。	会派から要請があれば、随時実施する。		—
	㉒	パソコン等備品購入の上限額設定	○近年、安価なパソコンが市場に出回っているが、20万円前後の購入が見受けられた。	会派内で取り決める。	何らかの基準は持つべきである。	—
	㉓	飲酒を伴う懇談会負担金回数上限設定	○調査研究や意見交換を主とする会合と一体性・連続性のある懇談会については5千円を上限に認めているが、懇談会に係る領収書が多いものが見受けられた。	会派内で取り決める。	何らかの基準は持つべきである。	—
	㉔	第三者機関による会計帳簿等のチェック	○兵庫県や富山県議会での事例を受け、議会事務局職員以外の第三者機関(弁護士や公認会計士等)によるチェックの必要性が言われている。	現行どおり	現行制度においては、書類審査のみのため、第三者機関に委託しても効果はほとんど見込めない。	—

【参考】 関係規定の改正案

1 大分県政務活動費の交付に関する規程関係

(1) 別記様式第9号・・・一部改正

「政務活動費支払証明書（旅費用）」

2 政務活動費使途基準マニュアル関係

(1) 本文・・・一部改正

(2) 様式関係・・・すべて新規追加

- ① 政務活動使用車両に関する届出書
- ② 政務活動費 自動車燃料購入明細書・同 付表
- ③ 政務活動費 走行証明書（自動車用）
- ④ 政務活動費走行明細・按分精算書（タイヤ交換等運行経費用）
- ⑤ （参考）政務活動自動車 使用補助簿

【現行】

別記様式第9号（第4条関係）

大分県政務活動費の交付に関する規程別記様式第9号

政務活動費支払証明書（旅費用）

【 年 月分】

（単位：円）

日	目的	発	目的地1	目的地2	目的地3	着	鉄道	バス	その他	自家用車（円/km）		小計	備考
										走行距離	算定額		
										km			
										km			
										km			
										km			
										km			
										km			
										km			
										km			
										km			
										km			
										km			
										km			
										km			
										km			
										km			
										km			
										km			
										km			
										km			
										km			
計										km			

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名
証明者名



【改正案】

別記様式第9号（第4条関係）

政務活動費支払証明書（公共交通機関用）

【 年 月分】

（単位：円）

日	目的	発	目的地1	目的地2	目的地3	着	鉄道	バス	その他	計	備考
計											

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名
証明者名



「政務活動費使途基準マニュアル」改正案

6 政務活動費に充当する際の基本的考え方

(1) 実費弁償の原則

(略)

(2) 按分充当の原則

(略)

(3) 直接性の原則

政務活動費に充当できるのは、政務活動に関するものというだけでは認められず、当該政務活動に直接必要な経費でなければならないという原則。

~~(例) 政務活動に使用する自家用車は、政務活動に関し必要なものですが、その購入経費や車両維持費等を政務活動費に充当するのは適当ではなく、充当できるのは直接的な経費である燃料代のみとなります。~~

7 項目別指針

(1) 調査研究費

① 交通費・宿泊費

基本的に、政務活動に際し必要な費用で、会計帳簿等により確認できる実際にかかった経費（実費）を政務活動費に充当します。

ただし、その額は社会通念上相当な範囲のものとしします。

(ア) 公共交通機関（バス、高速バス、鉄道、地下鉄等）

(略)

(イ) 航空機

(略)

(ウ) 自家用車使用の場合の燃料代等

~~実測により距離を確定し、1 km 37円で算定し、支払証明書（規程・別記様式第9号）に記載して充当します。その場合、領収書の写しの添付は必要ありません。~~

~~なお、自家用車の維持補修費（車体修繕料、自動車保険料、車検料等）は、政務活動費に充当することはできません。~~

政務活動に自動車を使用する場合は、年度当初（自動車を購入した場合はその都度）に届出を行い、当該届出車両ごとに燃料代等の領収書の写しを添付します。

政務活動以外で使用する場合は、その部分の燃料代等を政務活動費に充当することはできませんので、総走行距離に占める政務活動で走行した距離の割合により按分した額を政務活動費に充当します。

i) 燃料代

政務活動届出車両に燃料を給油した場合、当該燃料代の領収書の写し

を月ごとに整理し、適切な割合（政務活動走行距離／総走行距離）により按分した額を充当します。

なお、当該届出車両の走行メーター部分の写真を撮影（日付入り）し保管すること。

ii) 運行に直接必要な経費

自動車の維持補修費（車体修繕料、自動車保険料、車検料等）は、政務活動費に充当することはできませんが、タイヤ、エンジンオイル、バッテリー交換など走行により損耗する部品代(交換に要する工賃を含む)については充当することができます。

購入した部品代等の領収書の写しを添付します。

なお、これらの部品は、ある程度長期間使用するものであることから、購入した月は、上記 i) で用いた按分割合により概算で充当し、年度末に確定した按分割合により精算するものとします。

(エ) 高速、有料道路料金

(略)

(オ) 駐車場料金

(略)

(カ) タクシー料金

(略)

(キ) レンタカー料金

(略)

(ク) 宿泊料金

1泊あたりの充当の上限を、13,700円とします。

領収書の写しを添付します。

なお、県内で宿泊する場合は、翌日の早朝に政務活動があるなど帰宅するよりも宿泊する方が合理的な場合は認められます。

(参考) 自動車を使用し政務活動を充当する場合の必要書類

現行	改正案	特記事項
①政務活動費支払証明書(旅費用)	① 政務活動使用車両届出書	・年度当初に1回提出。自動車を購入した(買い換えた)場合は、その都度変更届を行う。
	(燃料代を充当する場合)・・・毎月精算とする	
	② 「政務活動費自動車燃料購入明細書」・「付表」	・付表に添付するガソリンスタンドの領収書(レシート)は、あて名が表示されていなくても、議員が当該政務活動使用車両用に購入したものであれば認めるものとする。
	③ 政務活動費走行証明書	・現行の「政務活動費支払証明書(旅費用)」を修正したものを使用する。
	※ 毎月末日における当該車両の走行メーターの写真	・初年度のみ4月1日時点(自動車を購入した(買い換えた)場合は、使用開始時点)の当該車両の走行メーター写真を合わせて添付する。
	(燃料代以外のタイヤ・オイル交換などの運行経費を充当する場合)・・・購入時は概算請求、年度末に精算するものとする	
	④ 「領収書等の添付様式(別記様式第7号)」	・現行の電話代等の整理様式に、議員名義の領収書を添付する。 なお、按分割合は、上記③等を使用し概算請求する。
(年度末に提出)		
⑤ 政務活動費年間走行明細・按分精算書(タイヤ交換等運行経費用)	・毎月の政務活動走行距離等は、上記③等を転記する。	

大分県議会議長 殿

平成 年度 政務活動使用車両に関する届出書

会派名

議員名

印

政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費 (k m)
1						
2						
3						

(政務活動補助職員用)

1						
---	--	--	--	--	--	--

注1 毎年度4月1日現在で作成すること。

注2 年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。

なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなった月までで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。

注3 「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン1ℓ当たりの概ねの走行距離(k m)を記載すること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名

議員名

(印)

【平成 年 月分】			自動車登録番号	
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
				1
				2
				3
				4
				5
				6
				7
				8
				9
				10
計	/		…①	/
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	k m…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	k m…③
当該月の 総走行距離 (k m)	k m…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (k m)	k m…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)		燃料代相当額 (円) (①×⑥)	円 …⑦

- 注 1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書（付表）

会派名

【平成 年 月分】

議員名

④

--

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【平成 年 月 分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考	
			目的地1	目的地2	目的地3				
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
							km		
計								km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名
議員名



政務活動費年間走行明細・按分精算書 (タイヤ交換等運行経費用)

会派名

議員名

⑩

平成	年度	自動車 登録番号	政務活動 総距離数④	政務活動対象 運行経費⑤	精算 ⑤－②
			総走行距離数③		
			開始 <input style="width: 50px;" type="text"/> km	/	/
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
			終了 <input style="width: 50px;" type="text"/> km		
			合計		

4月走行距離開始
3月走行距離終了

年度走行距離

(政務活動に使用した割合)

$$\frac{\text{④} \cdots}{\text{③} \cdots} = \text{⑥}$$

(運行経費額のうち、政務活動費充当額)

$$\text{①} \times \text{⑥} = \text{⑤}$$

(精算額)

$$\text{⑤} - \text{②} =$$

* 政務活動使用車両ごとに作成すること。

政務活動自動車 使用補助簿

月

登録番号

使用日時	区分	調査先 (市町村・大字)	調査内容 (目的・相手方・人数等)	累計メーター 差引走行距離	高速利用		燃料 残量	ガソリン給油 オイル・バッテリー・ タイヤ等の交換	給油スタンド (購入店)
					入口	出口			
日	時 分 ~ 時 分	公務・政務 後援会(政党) 私用		km			F	ℓ	
	時 分 ~ 時 分	公務・政務 後援会(政党) 私用		km					
	時 分 ~ 時 分	公務・政務 後援会(政党) 私用		km				オイル バッテリー タイヤ 交換 ()	
	時 分 ~ 時 分	公務・政務 後援会(政党) 私用		km			E		
日	時 分 ~ 時 分	公務・政務 後援会(政党) 私用		km			F	ℓ	
	時 分 ~ 時 分	公務・政務 後援会(政党) 私用		km					
	時 分 ~ 時 分	公務・政務 後援会(政党) 私用		km				オイル バッテリー タイヤ 交換 ()	
	時 分 ~ 時 分	公務・政務 後援会(政党) 私用		km			E		
日	時 分 ~ 時 分	公務・政務 後援会(政党) 私用		km			F	ℓ	
	時 分 ~ 時 分	公務・政務 後援会(政党) 私用		km					
	時 分 ~ 時 分	公務・政務 後援会(政党) 私用		km				オイル バッテリー タイヤ 交換 ()	
	時 分 ~ 時 分	公務・政務 後援会(政党) 私用		km			E		
日	時 分 ~ 時 分	公務・政務 後援会(政党) 私用		km			F	ℓ	
	時 分 ~ 時 分	公務・政務 後援会(政党) 私用		km					
	時 分 ~ 時 分	公務・政務 後援会(政党) 私用		km				オイル バッテリー タイヤ 交換 ()	
	時 分 ~ 時 分	公務・政務 後援会(政党) 私用		km			E		

政務活動費検討協議会 開催経過

- 第1回 年月日：平成28年4月22日（金）
議 題：① 設置運営要領について
② 検討項目等について
- 第2回 年月日：平成28年6月14日（火）
議 題：① 検討項目について
② 平成26年度分政務活動費に係る住民監査請求について（報告）
- 第3回 年月日：平成28年9月7日（水）
議 題：① 検討項目ごとの論点について
- 第4回 年月日：平成28年12月5日（月）
議 題：① 各検討項目に係る検討案の取扱いについて
② 政務活動費の交付方法について
- 第5回 年月日：平成28年12月13日（火）
議 題：① 自動車の交通費の取扱いについて
② 透明性の確保について
- 第6回 年月日：平成29年1月26日（木）
議 題：① これまでの検討状況について
② 自動車交通費の取扱いについて
- 第7回 年月日：平成29年2月20日（月）
議 題：① 自動車交通費の取扱いについて
② 関係様式等の見直し案について
- 第8回 年月日：平成29年3月2日（木）
議 題：① 報告書（素案）について
- 第9回 年月日：平成29年3月9日（木）
議 題：① 報告書（案）について

※平成28年7月29日（金）、11月30日（水）に検討項目に係る事前協議を行うため、正副会長会議を開催

政務活動費検討協議会 委員名簿

会 長（議長）	田 中	利 明	（自由民主党）
副会長	志 村	学	（自由民主党）
副会長	守 永	信 幸	（県民クラブ）
副会長	吉 岡	美智子	（公 明 党）
委 員	佐々木	敏 夫	（自由民主党〔党籍なし〕）
委 員	堤	栄 三	（日本共産党）
委 員	桑 原	宏 史	（おおいた維新の会）
委 員	森	誠 一	（無 所 属）

注〔 〕書きは識別のための表記